住所　千葉市緑区おゆみ野中央６丁目25番地１
李美香　昭和47年６月３日生
住所　千葉市美浜区稲毛海岸３丁目３番20―501号
グイ・カイ・エン　昭和27年12月15日生
住所　千葉県習志野市秋津３丁目６番１―401号
李照石　昭和45年９月25日生
河智子　昭和47年３月９日生
李萌那　平成19年５月18日生
李柚樹　平成19年５月18日生

○厚生労働省告示第百三十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社中部衛生検査センターについて、平成二十四年九月三十日をもって次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月九日　厚生労働大臣　田村　憲久

廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地
株式会社中部衛生検査センター食品衛生研究所	静岡県島田市島六百六十二番地の三

○厚生労働省告示第百三十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関の主たる事務所の所在地及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月九日　厚生労働大臣　田村　憲久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	茨城県水戸市笠原町九百七十八番四十七	茨城県水戸市緑町三丁目五番三十五号	平成二十三年八月二十二日
一般社団法人徳島県薬剤師会	徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地一	徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地	平成二十四年四月一日
株式会社島津テクノリサーチ	京都府京都市中京区西ノ京下合町一番地	京都府京都市中京区西ノ京三条坊町二番地の十三	平成二十四年五月八日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

製品検査を行う事業所の名称	変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	茨城県水戸市笠原町九百七十八番四十七	茨城県水戸市緑町三丁目五番三十五号	平成二十三年八月二十二日
一般社団法人徳島県薬剤師会検査センター	徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地一	徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地	平成二十四年四月一日

住所　山口県下関市中央町８番22―503号
李義杞　昭和55年９月20日生
住所　広島市安佐北区口田南３丁目16番16号
史淑梅　昭和47年２月14日生
住所　奈良県桜井市大字戒重26番地３
金正人　昭和20年５月29日生
住所　奈良県大和郡山市小泉町3191番地１
吳将規　昭和57年２月３日生

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県西尾市貝吹町万灯山一の二一・一の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び西尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市木下町字横根九の一、九の二（次の図に示す部分に限る。）、丹坂町字東田一九、二〇、二八（次の図に示す部分に限る。）、東河原町字ソシソウレ六から八まで、雨山町字桜田二〇・二〇の一・石原町字黒石一七の一・一七の七・字高埜一三の二・二二・二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二三から二六まで、字西田原坂九八、一一七から一一九まで、毛呂町字仁居家三〇から三六まで、三七の一、三八から四〇まで、保久町字神水三五、三七、三七の一、三八、西尾市駒場町東山三〇の三五・三〇の五四・三〇の五五・三〇の七二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、東幡豆町入会山一の二三四・一の二三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横根九の一・九の二・字東田二八・入会山一の二三四・一の二三五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日　農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市上吉田字柳立一の一、一の四、黄柳野字新谷三六九の一、三六九の二、字前田二四一、下吉田字黒渕一の二一、一の五四（次の図に示す部分に限る。）、字七滝一の二（次の図に示す部分に限る。）、字山中二一四の一、二一四の二、字城山一の一六、一の一九（次の図に示す部分に限る。）、一の二三、一の二四

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。